

公益社団法人 千葉県鍼灸マッサージ師会

会報

平成 29 年 7 月号



関東甲越ブロック協議会 in 千葉 9月2・3日開催！

- 目次 -

- P1** 巻頭言
- P2** 平成29年 総会 報告
- P5** 療養費見直しについて
- P9** 関東甲越ブロック協議会 in 千葉開催のお知らせ
- P11** 活動報告①第2回学術研修会
- P12** 活動報告②スイカロードレース
- P13** 今後の予定
- P14** 千葉県鍼灸マッサージ協同組合よりお知らせ

巻頭言

会長 石川 英樹



会員の皆様におかれましては、益々ご健勝のことと推察いたします。
平素は、会運営にご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。

昨今、我が国において、人口減少と超高齢化社会が到来しています。65歳以上の人口は2015年には国民の23%、2025年には30%となります。

また、今後、都市部では急速に高齢化が進み、75歳以上の人口は関東では埼玉県が2010年は59万人、2025年には117万人で一位、千葉県は2010年は56万人、2025年には108万人で二位、以後神奈川、東京と続いています。全国では、2010年は1419万人、2025年では2178万人に達する見込みです。

すなわち、私たち、鍼灸マッサージ師の役割が大きくなっていくという事です。

そのような状況であるにもかかわらず、一部の心無い方々による、保険の不正請求が増えております。そのため、療養費の状況が年々厳しいものになっております。

当会では、保険者との話し合いを含め、様々な取り組みをすることによって、我々、鍼灸マッサージ師の社会的信用を担保しようと試みております。

各先生方においても、鍼灸マッサージ師の社会的信用向上のため、日々、患者様と向かい合っておられることと思います。今後も、邁進いただけるようお願い致します。

さて、来たる9月2・3日に関東甲越ブロック協議会が、本年は、千葉で開催されます。各地から、同じ志を持つ先生方が集られる貴重な機会です。また、講演会、各分科会においても、貴重で、興味深い機会になるよう、準備させて頂いておりますので、皆様、奮ってご参加頂けるようお願い致します。

☆☆☆☆平成29年度通常総会報告☆☆☆☆

平成29年5月21日（日）、千葉県鍼灸マッサージ師会事務所にて、平成29年度通常総会が行われました。

- 社員総数 287名
- 定足数 192名
- 出席社員数 224名
(内訳 本人出席23名・委任状出席189名・書面表決12名)
- 出席理事 石川英樹, 染谷雄一, 川端隆治, 濱田将光, 室田智,
元吉正幸, 米井昭夫, 平岩恵子, 椎名喜代美
- 出席監事 宮本保彦, 日向正彦

藤林克仁氏が議長に選任され、以下の議案が審議、承認されました。

《第1号議案 平成28年度事業報告書の報告及び決算報告書の承認の件》

議長は、執行部に、平成28年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）における事業報告書の報告、決算報告書の内容を説明させた後、監事に監査報告をさせ、決算報告書及び会計書類につき正確かつ適正である旨が報告され、本議案の賛否を議場に諮ったところ、満場異議なくこれを承認可決した。

《第2号議案 平成29年度事業計画書及び収支予算書の報告の件》

議長は、執行部に、平成29年度（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）における事業計画書並びに収支予算書の説明をさせた後、議場に報告した。



《第3号議案 定款変更の件》

議長は、執行部に、定款変更について内容説明をさせた後、本議案の賛否を議場に諮ったところ、賛成223 反対1により承認可決された。

1. 定款第2章第3条を次のとおり変更すること

この法人は、はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧に関する事業を行い、公衆衛生、保健福祉の向上、高齢者の健康増進支援及びスポーツ等の支援に寄与すること、並びに鍼灸マッサージ業の発展に多大なる貢献をされた視覚障害者の支援を目的とする。

2. 定款第2章第4条を次のとおり変更すること

(4) 視覚障害者の支援に関する事業

(5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

3. 定款第3章第6条を次のとおり変更すること

この法人の会員になろうとする者は、理事会が別に定めるところにより入会手続きをする。

4. 定款第5章第25条を次のとおり変更すること

(4) 会長の任期は5期10年以内とする。

5. 定款第6章第33条を次のとおり変更すること

理事会の議長は、会長がこれを指名する。

6. 定款第7章第37条を次のとおり変更すること

この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び施設投資の見込みを記載した書面については、毎事業年度開始の日の前日までに会長又は会長が指名した者が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

7. 定款の附則を次のとおり変更すること

4 この定款は平成29年5月21日より施行する。



《第4号議案 会費規定変更の件》

議長は、執行部に、会費規定変更について内容説明をさせた後、本議案の賛否を議場に諮ったところ、賛成223 反対1により承認可決された。

1. 会費規定第3条を次のとおり変更すること

前条の会費及び入会金は、毎事業年度における合計額の30%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

2. 会費規定第8条を次のとおり変更すること

本規定の改廃は、総会において行う。

3. 会費規定の附則を次のとおり変更すること

4第3条及び第8条を改正し平成29年5月21日より施行する。

平成29年度通常総会は、以上の議事を無事に終え、閉会しました。

あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費の見直しについて

(概要)

◎ 見直しの背景

- ・平成26年度にあはき療養費が1050億円をこえる。
- ・あはき療養費の不正請求等が9億5千万円をこえる。
- ・償還払い（患者様がいったん全額を支払い、保険者に療養費を請求）が原則になっているが、95%が代理受領になっており、責任の所在が不明瞭となっている。

そのため柔道整復療養費の地方厚生（支）局が関与した受領委任協定・契約のように、施術者の登録・管理が行われていないので、指導監督も行われていない。

◎ 不正対策

- ・患者本人による請求内容の確認の徹底
- ・虚偽理由による保険請求を防ぐために、医師の同意と再同意のあり方の見直し
- ・1年以上かつ月16回以上の施術について、施術の必要性を、疾病名とあわせて、分析・検討をおこなう。
- ・往療の不正を減らすために、同一日同一建物への往療や往療の起点・施術場所の明確化を行うとともに、施術料よりも往療料が多い現状の見直し。
- ・審査基準を明確化し、効率的・効果的な審査体制を確立することにより、療養費の審査体制を強化する。

◎ 指導監督の仕組みの導入

柔道整復療養費のような受領委任制度を導入することによって、ルールを明確にし、実効性のあるペナルティ（行政処分）を行えるようにする。

◎ 実施時期

平成29年度中に準備、平成30年度中に実施すべきである。

あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費の見直しについて（全文）

平成29年3月27日

医療保険部会

あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会

1. 現状

○ あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費（以下「あはき療養費」という。）は、平成26年度は計1050億円となっており、年々増加している。

○ 療養費については、償還払い（患者が一旦全額を支払い、保険者に療養費を請求）が原則となっている。

○ しかしながら、現状でも、患者の負担軽減のため、保険者の判断で、患者が施術者や請求代行業者に療養費の請求・受領を委任する代理受領が認められている。療養費ベースで95%以上（保険者別の療養費と代理受領を認めている保険者の割合から推計。以下同じ。）が代理受領となっている。

○ こうした中、後期高齢者医療制度におけるこれまでのあはき療養費の不正請求等は約9億5千万円となっている。

また、柔道整復療養費のように地方厚生（支）局及び都道府県（以下「地方厚生（支）局等」という。）が関与した受領委任協定・契約ではないので、施術者を登録・管理する仕組みがなく、地方厚生（支）局等による指導監督も行われていない。

2. 不正対策

○ 柔道整復療養費について、受領委任制度による指導監督の仕組みがあるにもかかわらず不正が改善していないとの指摘があり、柔道整復療養費検討専門委員会では不正対策の強化について議論が行われているが、あはき療養費についても、指導監督の仕組みのみで不正が改善する訳ではない。

あはき療養費の現状を踏まえれば、不正対策はできることから前に進めていく必要があり、あはき療養費の不正を減らし質の高い施術を確保するため、後述する受領委任制度による指導監督の仕組みを導入することとあわせて、不正対策を実施すべきである。

○ 具体的には、あはき療養費の不正対策として、次のような不正対策に取り組むべきである。

その際、具体的な制度設計については、不正の起きにくい制度とするため、関係者の意見を十分に踏まえて、平成29年度中のできる限り早期に行うべきである。

(1) 患者本人による請求内容の確認

○ 架空請求・水増し請求を防ぐため、患者本人による請求内容の確認を徹底すべきである。

(2) 医師の同意・再同意

○ 虚偽理由による保険請求を防ぐため、医師の同意と、再同意のあり方を検討すべきである。

具体的には、同意を求める医師は、施術の原因となる疾病の主治の医師とするとともに、現在口頭での再同意が認められていることについて、一定期間ごとに医師が患者の状態や施術の内容・必要性等について確認し、再同意することについて、文書による方法も含めて検討すべきである。

また、厚生労働省は、同意書を書く医師に対して同意書の必要性や意義の理解の浸透を図るべきである。

(3) 長期・頻回の施術等

○ 1年以上かつ月16回以上の施術について、支給申請書に施術の必要性を記載させるべきである。また、支給申請書に患者の状態を記載させ、疾病名と合わせてその結果を分析した上で対応について検討すべきである。

○ また、後述する受領委任制度を導入した場合、過剰な給付となっていないかを確認するために、償還払いに戻せる仕組みについて検討すべきである。

具体的には、例えば、1年以上かつ月16回以上の施術について、分析の結果、施術の効果について個々の患者ごとに確認する必要があると合理的に認められた場合、当該施術については償還払いに戻せることとすることについて検討すべきである。

(4) 往療

- 往療の不正を減らすため、支給申請書等の書類で、個人情報に配慮しつつ、同一日同一建物に往療したことが分かるようにするとともに、施術者や往療の起点の場所、施術した場所が分かるように、見直しを行い、統一を図るべきである。
- また、施術料よりも往療料が多い現状を見直すとともに、施術料と往療料の包括化を検討すべきである。

(5) 療養費の審査体制

- 療養費の審査体制を強化するため、保険者等の判断により審査会を設置して審査できることとすべきである。厚生労働省は、審査会設置に当たっての要綱を定めるべきである。
- また、審査基準の明確化を図るとともに、請求の電子化、審査のシステム化、保険者を超えた審査など、効率的・効果的な審査体制について検討すべきである。

3. 指導監督の仕組みの導入

(1) 受領委任制度による指導監督の仕組みの導入

- あはき療養費の現状を踏まえれば、不正対策として、何らかの形で、指導監督の仕組みを導入する必要があると考えられる。
- 指導監督の仕組みとしては、まず、法律上に柔道整復療養費やあはき療養費を位置付け、現物給付の制度とすることが考えられる。しかしながら、この仕組みは、現在の保険者の判断で支給する療養費制度とは位置付けが大きく異なり、根本的な議論が必要となり、その導入は直ちには困難である。

○ 次に、あはき療養費に受領委任制度を導入し、指導監督の仕組みを導入することが考えられる。受領委任制度は、過去の判例等では、これを認めても弊害の生じる危険性が乏しく、これを認めるべき必要性、相当性があるなどの特別な事情がある場合に限り認められる特例的な措置とされているが、次の理由から、あはき療養費に受領委任制度を導入する必要性・相当性があると考えられる。

1 あはき療養費が1000億円を超える規模となり、代理受領が95%以上となっているにもかかわらず、現在、ルールや指導監督の仕組みがないが、これを受領委任協定・契約とすることにより、ルールが明文化される。

2 代理受領では、実態としては施術者のほか請求代行業者が代理請求・受領を行っているが、受領委任制度では請求の責任が施術者にあると明確に定められる。

3 不正請求に関して、地方厚生(支)局等による指導監督が行われる。

4 不正請求に関して、地方厚生(支)局等による不正の認定に基づく受領委任の取扱いの中止が行われるとともに、当該認定を根拠とした、不正を行ったあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の国家資格についてのあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に基づく行政処分が行われることになる。

5 代理受領から受領委任制度となっても、患者が一部負担で受療するという事は変わらず、負担の変化によって給付費が増えるということはないと考えられる。

6 代理受領から受領委任制度となっても、請求者は、施術者や請求代行業者が施術者になるものであり、患者本人以外であることは変わらず、このことによって不正が増えるということはないと考えられる。

7 あはき療養費では医師の同意書の取得が支給の条件となっていることから、虚偽理由による不正請求は起こりにくいと考えられる。

○ 以上のことから、あはき療養費について、受領委任制度を導入すべきであると考えられる。

○ 一方、あはき療養費に受領委任制度を導入することについては、療養費は償還 払いが原則であり、受領委任制度が導入されている柔道整復療養費について不正がある中では、保険者機能の強化や他の不正対策を行うべきであり、反対であるとの強い意見があった。また、仮に受領委任制度を導入するとしても、まず、前提として、他の不正対策を実施して、その効果を見極めた上で、受領委任制度の導入を検討すべきであり、少なくとも、不正対策の具体案とあわせて、受領委任制度の導入を決めるべきとの意見があった。

○ こうした意見を踏まえ、受領委任制度による指導監督の仕組みの導入は、不正対策とあわせて実施すべきであり、今後、その具体的な制度設計については、平成29年度中のできる限り早期に行われる不正対策の具体的な制度設計の内容が適切なものであることを見極め、確認することを前提として、関係者の意見を十分に踏まえて、平成29年度中に行うべきである。

○ また、後述するとおり、不正対策については、受領委任制度の施行を待たず実施できる適正化策については、先行して実施すべきである。

(2) 地方厚生(支)局等による指導監督等

○ 地方厚生(支)局等による指導監督については、柔道整復療養費検討専門委員会での議論に基づく保険者からの情報提供や地方厚生(支)局の個別指導・監査の迅速化の取組などを踏まえ、あはき療養費についても効果的・効率的な指導監督について検討すべきである。

○ その際、保険者から地方厚生(支)局に不正請求の疑いのある施術所についての情報提供をした場合に、その後の対応状況が分からないとの指摘があることから、保険者に対して調査の進捗状況を報告する仕組みについて検討すべきである。

○ 問題のあった施術所・施術者について、受領委任の取扱いの中止やあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師の国家資格についてのあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づく行政処分を行い、実効性のあるペナルティを課す仕組みとすべきである。

○ また、受領委任制度を導入することにより、施術所・施術管理者を登録する仕組みや、施術管理者に研修受講や実務経験の要件を課す仕組みとすべきである。ただし、要件を課す仕組みの実施時期については、受領委任制度導入後一定の準備期間を考慮すべきである。さらに、登録の更新制について検討すべきである。

○ 受領委任協定・契約の中で、施術録の作成・保存、不正請求の返還等について規定することを検討すべきである。

(3) 地方厚生(支)局の体制

○ あはき療養費に受領委任制度を導入するに当たっては、指導監督を行う地方厚生(支)局の体制の強化が必須条件と考えられる。このため、厚生労働省は、地方厚生(支)局の体制の強化に取り組むべきである。

(4) 保険者の裁量

○ 現在、市町村国民健康保険の1割弱、組合管掌健康保険の約4割の保険者は、償還払いのみの取扱いとなっている。

償還払いよりも代理受領・受領委任の方が、一部負担の支払いのみとなるため患者の一時的な負担感や請求の手間が解消されるが、給付費が増えるため医療費適正化の観点からは償還払いが望ましいとの指摘や、架空請求や水増し請求が増えることから償還払いが望ましいとの指摘があった。

また、いかなる支給方法とするかについては保険者の合理的な裁量に委ねられているとともに、受領委任制度は保険者が地方厚生(支)局等に委任することが端緒とされており、保険者が合意しなければ受領委任制度は実施できない。

○ これらを踏まえ、受領委任制度に参加するかどうかについては、保険者の裁量によることとすべきである。

その際、厚生労働省は、受領委任制度の適正な運営を図っていくことと合わせて、患者の負担軽減や不正対策など受領委任制度の趣旨や意義の周知に努めるべきである。

4. 実施時期

○ 厚生労働省は、上記について具体的な検討、関係者との調整を早急に行い、平成29年度中のできる限り早期に行われる不正対策の具体的な制度設計の内容が適切なものであることを見極め、確認することを前提として、受領委任制度による指導監督等の仕組みの具体的な制度設計について、平成29年度中に行い、平成30年度中に受領委任制度と不正対策をあわせて実施できるよう準備を進めるべきである。

○ また、不正対策については、受領委任制度の施行を待たず実施できる適正化策については、先行して実施すべきである。

○ 上記の不正対策や受領委任制度の施行後も、実施状況を把握するとともに、検証を行い、検証結果に基づき、必要な見直しを行うべきである。

以上

第70回 関東甲越地区協議会 in 千葉開催！

～ テーマ ～

「鍼・灸・あん摩マッサージ指圧師にとってこれから役立つ治療と健康、そして感動」

9月3日(日)・4日(月) 千葉京成ミラマーレにて、第70回関東甲越地区協議会in千葉が開催されます。

今年は、千葉県で開催ということで、昨年より準備を進めてまいりました。

全体講演に、千葉県福祉部から「行政が考える鍼灸あん摩マッサージ指圧に期待する事・一緒にできる事」について、講演をいただきます。

今後、鍼灸マッサージ業界と行政の協力関係の一助になればとの思いでお願いを致しました。

また、各分科会においても、「技術・行政・経営」に関して、重要かつ興味深い分科会を準備させて頂きました。

関東甲越地区各地から、鍼灸マッサージ師の先生方が集まり、交流を深める貴重な機会です。是非、皆様にお越しいただければ幸いです。

最善の準備をし、皆様のお越しを心よりお待ちしております。



時間	1日目 2017年9月3日(日) 内容
12:30~	受付 6階
13:00~	開会式
13:30~	【鍼灸あん摩マッサージ指圧師全体講演】 「行政が考える鍼灸あん摩マッサージ指圧に期待する事・一緒にできる事」 講師:千葉県健康福祉部
15:00~	【分科会1部】 A:「鍼」・「灸(もぐさ)」の作成。進化するこれからの施術道具 講師:セイリン(株)・(株)山正 B:「国・保険者が考える療養費保険、社会保障費の抑制と適正化」 講師:全鍼師会保険部長 往田和章先生 C:「鍼灸・あん摩マッサージ指圧で実費治療年収1000万円を超えた人の話」 講師:宮崎圭太先生
16:30~	【分科会2部】 D:「子供に対する鍼灸マッサージ、どんな治療と効果があるの」 講師:あんり針灸院 院長 知久京子先生 E:「東京オリンピック・パラリンピックに向けて鍼灸あん摩マッサージ指圧師が協力できる事と 選手・関係者に求められている事を考える」 F:「病知らずの体のしくみ」背骨から健康を知る 講師:亀田医療大学 河野俊彦先生
18:00~	【懇親会】 16階の夜景を眺めながらのトワイライトパーティ ~歓迎の宴~ 千葉ベイエリアの大パノラマが一望できる最上階のスカイバンケットは、 両面に大きな窓がとられた解放感あふれる空間
21:00~	【懇親会2次会】 まだまだ続くちばの夜 ◆女性の為のナイトサロン「女性の施術者が語る鍼灸マッサージ」 講師:鈴木春子先生 元 国立がん研究センター中央病院緩和ケア科 鍼灸師 ◆ちばの夜のご案内、富士見の夜をお酒と語らいで盛り上げる!(別途実費)
	2日目 2017年9月4日(月) 内容
~9:00	朝食(宿泊費に含まれております。)
9:00~	【師会長ディスカッション】
10:00	「鍼灸マッサージ師の将来と未来について」
10:05~	【全体協議会】
11:30	各都県師会よりの議題を討議
11:35~	総括・閉会式

第2回学術研修会

学術部長元吉正幸

平成28年2月26日、当会事務所において、(学)後藤学園中医学研究所所長、(一社)老人研研究会常務理事、兵頭明先生をお迎えして「認知症の人に対する、あはき治療に実際」について講義、実技を行いました。以下はその概要です。

1、三焦について

三焦は気血津液精が化生される所であり、気血津液が昇降出入する通路とされている。五臓は三焦の働きを通じて連携しあい、三焦は生命活動の本とされている。

三焦鍼法は、「三焦気化失調－老化相関論」(仮説)にもとづき、三焦気化の調節という角度から老化を遅らせ、さらに老年病の予防と治療を目的として開発された。つまり、健康長寿の実現、健康寿命の延伸を目的として開発されたものである。現在は、認知症の予防と認知症の症状の改善を目的としても幅広く臨床応用がなされている。

2、使用する経穴は下記の通りである。

基本経穴刺鍼法

基本経穴	刺鍼方向	手技	治療目的
足三里	直刺	捻転補法	補益後天
血海	直刺	捻転平補平瀉法	調血和血
外関	直刺	捻転平補平瀉法	通調三焦
気海	直刺	捻転補法	上焦の調節
中腕	直刺	捻転補法、呼吸補法	中焦の調節
臑中	上に向け水平刺	捻転補法	下焦の調節



3、使用穴の補瀉手技の技法についての文章解説

捻転補瀉法の操作方法

- A. 捻転補法
 - (1) 振幅；90 度以内
 - (2) 頻度；120 回以上／分
(場合によっては高速捻転で 200 回／分)
 - (3) 捻転方向は求心性
- B. 捻転瀉法
 - (1) 振幅；180 度以上（360 度以内）
 - (2) 頻度；60 回／分
 - (3) 捻転方向は遠心性
- C. 捻転平補平瀉法
 - (1) 振幅；90 ～ 360 度以内
 - (2) 頻度；60 ～ 120 回／分
 - (3) 力方向；特になし

講義も実技もとても感銘を受けるものでした。講義をしてくださった兵頭先生に、この場を借りて、御礼申し上げます。



☆☆☆スイカロードレースマッサージボランティア☆☆☆

6/25(日)今年もスイカロードレース、ボランティアマッサージに参加をさせて頂きました。
 今年は、例年よりボランティア数が多く、とても助かりました。トータル18名でした。
 雨天で天候が悪く、ボランティアは富里中学校体育館でしたので、施術希望者は多くなるだろうなあと
 というイメージでしたが、これが見事に当たります……。
 9:00 前後の時点で、すでに列ができ始め、9:30 スタートのところを前倒しをして、9:15 からスタート。
 ほとんど切れることなく、12:30 までほぼ満床となりました。室田先生より、ペースが速いので施術者を休
 ませるために、15分ほど希望者を止めることも今回試みました。

また、湿度が高かったため、給水と休憩を各自に取るように、なるべく促すようにしました。
 最終人数は、188名となり今回も、前回は上回る人数をこなすこととなりました。
 各施術者の方たちが、ご自身の仕事をしっかりとこなしていただき、非常にやりやすい環境づくりをして
 いただけて感謝いたします。

成田支部の皆様、スイカロード関係者や事務局との、綿密な連絡を取っていただき、滞りなくボラン
 ティアマッサージを終えることができました。
 施術を受けた方で、10名くらい問い合わせなどがあり次につながる、ボランティアマッサージだったと思
 いました。皆様、来年のご参加をお待ちいたしております。

川端 隆治



今後の予定

日程	内容	場所
8月6日(日)	スキルアップ研修会	県師会事務所
9月3,4日(日・月)	関東甲越地区協議会 in 千葉	京成ホテルミラマーレ
11月5日(日)	ミニ研修会	県師会事務所
11月19日(日)	鍼灸マッサージ祭り 県民公開講座	千葉市民会館 小ホール

※以上の予定につきましては、それぞれ書面をもって通知いたします。
 ご不明な点は事務局(tel043-301-3489)までお問合せ下さい

千葉県鍼灸マッサージ協同組合よりお知らせ

廃鍼事業

協同組合では感染性廃棄物の処理を適切に行っていただくために、下記の内容にて廃鍼事業を行っております。

7L 2,100円(税別)	20L 2,520円(税別)
	

鍼灸マッサージ管理システム(レセプトシステム)

治療院向け業務支援、療養費支給申請書作成支援のための鍼灸マッサージ管理システムのご案内です。毎月の申請書作成業務にかかる事務作業が軽減できるシステムとなっております。是非、ご利用ください。

【メリット】

- インストールの必要がなく、すぐに使い始められる
- 患者様のカルテ情報と日々の施術記録から申請書を作成できる
- 同意書の管理ができる(同意書有効期間のチェックも簡単)
- 患者様の予約をスケジュール表で管理できる
- 事務局に提出する書類が自動で作成できる
- 審査チェックや数字が自動計算され、間違いがほとんど起こらない
- 往診距離を自動で計算できる
- 一部負担金の未入金管理が出来る
- 申請書を送付してから決定されるまでの進捗状況が一目瞭然でわかる
- 音声読み上げソフトに対応し、視覚障害者の方でもご利用可能
- スマホ、タブレットでも作業が可能
- 使用方法など分からないことは事務局でサポートします
- 審査手数料が5%⇒4%に減額するプランも選択可能

自由診療の施術記録、予約管理は無料でご利用いただけます。
お申込み、お問合せは県師会事務局までお気軽にご連絡ください。





発行 公益社団法人 千葉県鍼灸マッサージ師会
〒260-0021 千葉県千葉市中央区新宿 1-8-11
千葉新宿ビル 3階
Tel.043-301-3489 Fax.043-301-3499
<http://www.harikyumassage.jp>

発行責任者 石川英樹
編集責任者 西村亮輔